

事例 6

事例の概要

【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士法人：違法行為等についての処分

☞ 税理士法第 48 条の 20 第 1 項（運営が著しく不当と認められるとき）該当

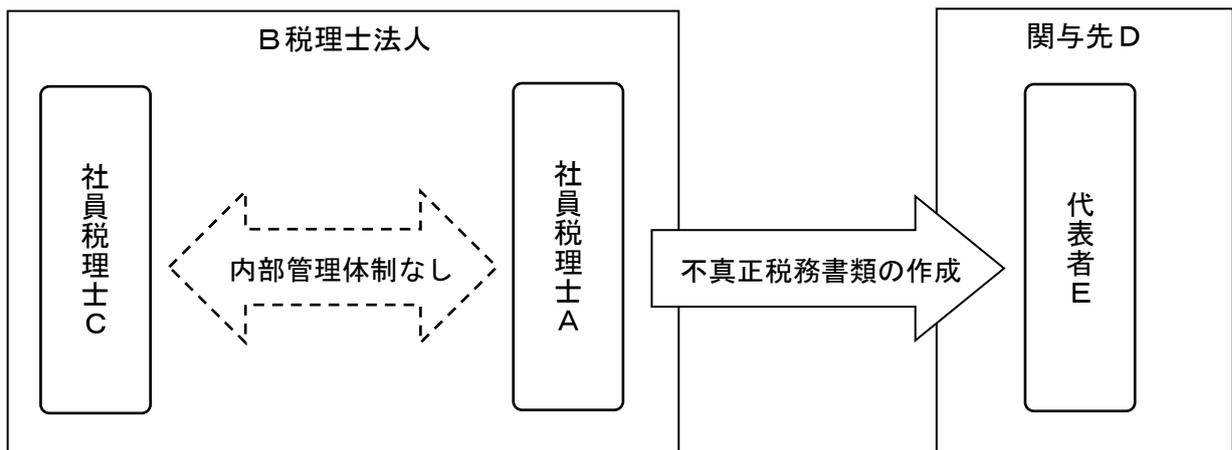
税理士：不真正税務書類の作成

☞ 税理士法 45 条第 1 項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当

【事例の概要】

- 1 B税理士法人の社員税理士Aは関与先Dの代表者Eから、「資金繰りが苦しいので架空の外注費を計上して、資金をバックしたい。」との相談を受けた。
- 2 社員税理士Aは、適正に申告するよう助言はしたものの、古くから付き合いのある代表者Eの依頼を断りきれず、架空外注費を計上することで不正に所得金額を圧縮した法人税の確定申告書を作成した。
- 3 B税理士法人は、社員税理士Aと社員税理士Cを社員とする税理士法人であるが、社員税理士A及び社員税理士Cは、それぞれが担当する関与先に対する業務のみを行っており、互いの業務をけん制するなどの内部管理体制を整備していなかった。
- 4 社員税理士Aは関与先Dへの不正加担行為について社員税理士Cには一切報告していなかったため、社員税理士Cは、税理士法上の調査を受けるまで、社員税理士Aの不正行為について、全く知らなかった。
- 5 社員税理士Aは、自身が行った行為が、税理士として決して許されない行為であったと深く反省し、また、社員税理士Cは、社員税理士が行った業務を相互に牽制し合うような内部管理体制が整備されていなかったことで、社員税理士による不正行為の発生を防止することができなかったことを認識し、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。

【形態図】



【留意すべき事項】

- 不真正税務書類の作成（法 45①） ➡税理士が事実を反し又は反するおそれがあると認識していれば該当する。
- 助言義務（法 41 の 3） ➡不正経理を知った際には是正を求めなければならない。
- 違法行為等についての処分（法 48 の 20） ➡社員税理士相互間で業務をチェックする内部管理体制を整備していないと、「運営が著しく不当と認められるとき」に該当する。